

# 平成24年度 事業報告書

社 会 福 祉 法 人 川 福 会

特別養護老人ホーム	福 寿 苑
高齢介護サービスセンター	福 寿 苑
特別養護老人ホーム	みのわの里
高齢介護サービスセンター	みのわの里
特別養護老人ホーム	布市福寿苑
高齢介護サービスセンター	布市福寿苑
グループホーム	布市真寿庵
介護老人保健施設	枚岡の里
介護老人保健施設	長田の里
高齢介護サービスセンター	長田の里
軽費老人ホームケアハウス	ひらおか
軽費老人ホームケアハウス	喜 里 川
高齢介護サービスセンター	喜 里 川

---

# 平成24年度 事業報告書

---

## 目 次

法人 .....	3
法人本部 .....	7
特別養護老人ホーム福寿苑 .....	13
高齢介護サービスセンター福寿苑 .....	29
特別養護老人ホームみのわの里 .....	41
高齢介護サービスセンターみのわの里 .....	59
特別養護老人ホーム布市福寿苑 .....	85
高齢介護サービスセンター布市福寿苑 .....	101
グループホーム布市真寿庵 .....	113
介護老人保健施設枚岡の里 .....	121
介護老人保健施設長田の里 .....	141
高齢介護サービスセンター長田の里 .....	157
軽費老人ホームケアハウスひらおか .....	159
軽費老人ホームケアハウス喜里川 .....	167
高齢介護サービスセンター喜里川 .....	175

# 平成24年度 法人 事業報告

社会福祉法人川福会は、平成24年3月30日に新しい理事と評議員が選出され、新体制となりました。

旧経営陣の不適切な法人運営を改め、公正透明な法人運営で、ご利用者やご家族、地域の人々に喜びと満足を提供し、地域社会に貢献できるよう、今回報告いたします業務を行ってまいりました。

今後、さらに、充実したサービスを提供していくため、全員参加の法人経営で、社会福祉事業を推進してまいります。

皆様のご意見とご教示をよろしくお願いいたします。

## 1. 新体制の発足について

当法人は、平成24年3月30日に、新理事と新評議員を選出し、半年に及ぶ仮理事会体制から、正式の法人経営体へと第一歩を踏み出しました。

新体制におきましては、旧経営陣の恣意的な法人運営を転換し、しっかりした法人機構を構築するとともに諸制度を整備し、その制度の運用によって法人の運営を行い、そして、公正なルールをつくり、このルールに基づいて適切な判断を行い、誤りや恣意性のない法人運営を行うように努めて参りました。

## 2. 理念の策定

法人として、最初に決めなければならないのは、法人がよって立つ根拠である、「理念」を策定することでした。

法人があるべき姿を「三つの理念」という形で明確にし、この理念を実現するために、役員と職員が何をしていかなければならないかを、常に意識し考え、そして論議していく中で、具体的な行動が生まれてくるという考え方のもとに、各層別の会議やミーティング・施設の朝昼礼での周知徹底を図り、「考える職員」の育成を行ってまいりました。

### 3. 法人内部統治体制の強化

法人の「内部統治」（コーポレート・ガバナンス）は、法人の経営がいかに指揮されるべきか、特に法人の首脳部にあたる理事会・評議員会でいかに重要な方針が話し合われるかが重要であり、首脳部で決定された方策をいかに実行するかは「運営」（マネジメント）、すなわち内部管理・監督の問題であり、さらに法人のシステムが健全に機能しているかを審査するのが「監査」であるといえますが、内部統治体制は、この3点全てを包摂したものであるとの考えから、1. に述べました「機構」「制度」「ルール」の構築に努めてまいりました。

現在は、その途上にあるとご報告いたします。

そして、内部統治をより確実にするために、新たな会議・委員会を創設し、法人運営上欠かしてはならない業務事項について、制度的に担保していくように改革したところです。

また、経営の根幹である理事会・評議員会の運営については、まだまだいたらぬ点が多かったと反省し、現在東大阪市のご指導及び理事・評議員のみなさまのご意見を伺いながら改革を進めているところです。

そして内部統治を担保するために法人の業務のありかたの見直しも必要です。契約の仕方をはじめとして、いままで制度的に担保されていなかった法人業務について見直しに入っております。この面におきましても、みなさまのご教示とご指導をよろしくお願いいたします。

### 4. 第三者調査委員会の勧告事項および東大阪市の行政指導の実行

法人新体制の発足に当たり、旧法人体制の問題の究明と新法人体制がはたすべき課題を明確にするため、専門家による第三者調査委員会が設置され、第三者調査委員会より問題点の報告と是正すべき点についての勧告がなされました。またこの報告に基づき、東大阪市より平成24年5月15日付（東大阪福法第123号）と平成25年4月3日付（東大阪福第15号）による行政指導がありました。

この勧告と行政指導は、新体制発足にあたり最初に解決に取り組まなければならない課題でした。当法人としましては、法人本部長を実行の中心として、それぞれの勧告・指示内容の実現に努めてまいりました。

このことについては、内容が法人の根幹に関わることでもあり、勧告・指示内容も多岐におよんでおりましたので、現在、解決の目標期限をさだめ、鋭意改善中でございます。

平成25年度には、ほぼ全てのことについて解決又は解決のメドが見つくと考えており、理事会・評議員会に定期的に報告いたしますとともに、東大阪市にも実行状況を報告し、各種ご指導をいただいているところでございます。

そして、今までは法人内部で解決方法を模索実施してまいりましたが、今後は、東大阪市や理事会・評議員会に、よりご指導ご教示をいただいて、確実に間違いのない解決をめざしてまいります。

## 5. 旧経営陣の不適切な法人経営の問題について

旧経営陣については、一部理事による専横が蔓延し、恣意的な法人経営になっていたということは、第三者調査委員会の調査報告でも明らかになっているところですが、現在、法人本部が顧問弁護士と相談しながら、法的手段も含めて、対応しているところでございます。

法的問題についてはひとつずつ明確に解決していかなければならない問題ですので、時間はある程度かかりますが、本旨である、旧経営陣の不適切な法人経営の責任を問うことと、法人がそのため被った損害を回復するという点について、必ず本旨を実現するよう努めてまいります。

## 6. 職員処遇の見直し

新体制になって、しなければならない大きな経営上の問題として、職員の処遇の見直しがありました。

この問題は、単に賃金が安いとか高いとかの問題ではなく、人事・評価制度の根本に関わる問題でした。

旧体制においては、人事制度というものが無いに等しく、人事や評価が理事者の専横のもとに行われ、職員にとって、この法人で働くということが、生きがいや生活の向上とは何のつながりも感じられず、また、常に理事者の専横に恐懼しながら仕事をしなければならないという、およそ公益を担う法人にふさわしくない状態が長く続いておりました。

この問題について、現在では、人事評価給与制度のありかたの根本的検討を行っていますとともに、処遇等で早期に改善できるところは、理事会・評議員会にご承認をいただきながら、制度に手を入れ改善してまいりました。

今後、各方面のご意見をいただきながら、適正な人事制度と教育評価制度の確立により、法人・各事業所の適切な人事運営と職員の処遇改善を図ってまいります。

## 7. 施設環境の整備

当法人の旧経営陣のもとでは、本来、施設環境の整備に費用を費やすべきところ、その義務を果たさず、専らに内部留保を積み重ねておりました。このことについては、前に指摘されているとおりです。

その結果、施設・備品の整備や更新がなされないことによるサービスの低下や働く環境の劣化が進行いたしました。

新体制では、この面の点検と見直しを行い、平成24年度中にできることについては、理事会・評議員会のご承認をいただき予算を執行し、施設の整備・備品の更新等の改善を集中的に実施いたしました。

その結果、各施設の喫緊の課題については、かなり改善が進んだと考えております。平成25年度も引き続いてこの面の改善に取り組んでまいります。

また、施設の改修等、中長期計画が必要な事案も明らかになってきました。施設の改修問題については、理事会・評議員会でも論議していただき、東大阪市とも協議を行っているところです。

その他の中長期的課題も含めまして、法人としての中長期計画を策定しまして、理事会・評議員会にご提案させていただきますとともに、東大阪市にもご指導をいただきまして、進めてまいりたいと考えております。

### 平成24年度 施設整備状況

施設名	内容
福寿苑	エレベーター・温度調節弁・屋上防水の修理 機械浴槽・揚水ポンプの入換 軽自動車・原付の購入など
みのわの里	各階トイレ・1階浴室・5階廊下のエアコン設置 洗濯機・乾燥機・汚物除去機・輪転機の入換 送迎リフト車・軽自動車・原付の購入など
布市福寿苑	4階エアコン・屋外給湯器の修理 洗濯機の入換、軽自動車の購入など
枚岡の里	温度調節弁・洗濯機の修理 機械浴槽・揚水ポンプ・エアコン・乾燥機の入換など
長田の里	受水槽の改修など
ケアハウスひらおか	エレベーター・風呂・玄関扉・ボイラーの修理など
ケアハウス喜里川	食器洗浄機の入換、スロープ手摺の設置など

## 平成24年度 法人本部 事業報告

前述の法人事業において新たに発足した法人本部は、理事会・評議員会への法人業務の報告とご審議のためのご提案、法人事業に関する新規企画及び提案、法人全体の事業の取りまとめ、法人と各施設との連携体制の強化、各施設間の情報の共有と協業体制の強化について、実務部門としての役割を担うことをめざし、はたしてまいりました。

まだ、本部としての機能は発展途上にありますが、より、法人内外へのサービス機能の強化をめざしてまいりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

### 1. 本部機能の強化－本部新体制

法人新経営体制発足とともに、平成24年4月1日より本部の活動がスタートしました。法人本部長の下、事務局長その他職員が専任で業務にあたっております。

特に本部機能として、本部主催の法人運営会議・人事給与制度検討委員会・サービス向上委員会・福利厚生検討委員会を常設機関とし、法人全体に関わる問題をしっかり議論し進めていく体制を構築しております。

(資料1 各会議の開催状況)

### 2. 組織的な新規学卒者採用の実行

旧体制下においては、採用については、ほぼ人員補充という形で動いておりました。また、採用もほとんど施設事業所単位で行われていました。しかし、法人の将来を見据え、永続的に経営を維持してサービスを継続し、介護事業のサービスの質を充実させるためには、優秀な人材の確保と人材の充実は欠かせないものです。

そこで平成24年度から定期採用枠を拡大し、法人本部が中心となって学校訪問等の働きかけを行い、19名の新規学卒者を採用いたしました。

法人職員の年齢バランスをとっていくうえでも、新規学卒者の採用は欠かせないものであるうえ、法人全体としての人事計画を策定し、効率的な人員配置と職員の資質向上のためにも、今後とも積極的に新規学卒者採用を続けていきたいと考えております。



## 平成24年度 新規学卒者採用一覧

施設名	人 数
福寿苑	1名
みのわの里	7名
布市福寿苑	3名
枚岡の里	4名
長田の里	4名
合計	19名

卒業校	人 数
高等学校卒	9名
短期大学卒	7名
専門学校卒	0名
大学卒	3名
合計	19名

### 3. 法人事業の起案

法人本部の重要な役割は、法人全体を見通して事業を起案することにあります。施設事業単体ではできないことや考えられないことも、本部が起案することによって実現するようになるということが、今までにできなかったことを可能にしてきたと考えております。

法人本部は、今後も、法人全体を見渡したときに、どんな事業をしなければならぬか予算も含めて起案し、執行していくべきだと考えております。

そのためには、当然、常に事業全体を見渡して把握するとともに、法人の収支財務状況を確実に把握し、経営計画を策定し、理事会・評議員会へご提案し、法人経営に寄与していく必要があると考えております。

### 4. 法人会議による全員参加の経営

1. にも述べておりますとおり、理事会・評議員会のほかに、法人本部主催の会議（一会議三委員会）を常設しまして、理事会・評議員会及び東大阪市のご指示をもとに、法人運営の重要かつ具体的な問題について、本部が法人幹部職員と一体になって、討議決定することにより、透明性と公正さを担保した適切な法人運営を図ってまいりました。

法人の運営におきましては、理事会・評議員会という経営体の決定を実行するにあたって、幹部職員をはじめとして関係各部の職員が討議に参加し、自分が考え、そして行動するということが重要になると考えております。

また、職員が運営の決定にあずかることによって、より公正な業務運営が図れるとともに、参画することによって、法人の一員としての、運営に責任あるものとしての自覚が生まれ、職員の資質が向上するものと考えております。

今後も、各層の会議をしっかりと運営することにより、職員一体となって、職員が主体的に法人運営を担うようにしていきたいと考えております。

## 5. 第三者調査委員会の勧告事項および東大阪市の行政指導の実務

法人の事業報告でも記述いたしました第三者調査委員会の勧告事項及び東大阪市の行政指導につきましては、現在鋭意改善中でございますが、その改善の事務取りまとめは、法人本部長を中心とする法人本部が行っております。

具体的には、各改善項目について一件別管理で、その改善内容と改善状況について進捗管理しておりますほか、データベースとして一覧管理し、勧告全体として、取りかかりと改善の遺漏がないようにしております。そしてこの一覧管理は、理事会・評議員会に報告し、ご意見をいただいております。

さらに、東大阪市よりの文書による行政指導と協議時のご指導につきましては改善に努め、その指導の趣旨と合致するように取り組んでおります。

しかしながら、東大阪市への報告や市との協議も、今までは十分なものではなかったという反省があり、また法人として業務を執行するにあたって、市に情報の提供やご教示していただける点が多くあったであろうところ、そのことを積極的に求めていくということには欠けていたと考えております。

今後は、しっかりとその点を改め、法人運営のために、本部が積極的に東大阪市の対して協議等をお願いし、せっかくの市のご教示を無駄なく法人運営に生かしていかなければならないと考えております。

### 最後に

平成24年度事業報告をするにあたり、法人及び法人本部として、平成25年度においては、法人からの発信をしっかりと行っていかなければならないと考えております。

そして、その発信に対して、各方面からいただけるご指導及びご意見に真摯に耳を傾け、本当に良い法人となって、東大阪市の皆さんにとって喜びと満足を提供できる法人になるよう努めてまいります。

### (資料1)各会議の開催状況

#### 理事会・評議員会

第1回	平成24年 5月25日(金)	第4回	平成25年 2月21日(木)
第2回	平成24年11月29日(木)	第5回	平成25年 3月21日(木)
第3回	平成25年 1月21日(火)		

#### 施設長会議

第1回	平成24年 4月 5日(木)	第8回	平成24年10月 4日(木)
第2回	平成24年 5月 2日(木)	第9回	平成24年11月 1日(木)
第3回	平成24年 6月 7日(木)	第10回	平成24年12月 6日(木)
第4回	平成24年 7月 2日(月)	第11回	平成25年 1月10日(木)
第5回	平成24年 7月 5日(木)	第12回	平成25年 2月 7日(木)
第6回	平成24年 8月 2日(木)	第13回	平成25年 3月 7日(木)
第7回	平成24年 9月 6日(木)		

#### 法人運営会議

第1回	平成24年 7月17日(火)	第6回	平成24年12月 3日(月)
第2回	平成24年 7月31日(火)	第7回	平成25年 1月 8日(火)
第3回	平成24年 8月22日(火)	第8回	平成25年 2月 1日(金)
第4回	平成24年 9月28日(金)	第9回	平成25年 3月 1日(金)
第5回	平成24年10月26日(金)		

#### 人事給与検討委員会

第1回	平成24年 7月24日(火)	第6回	平成25年 1月 9日(水)
第2回	平成24年 8月27日(月)	第7回	平成25年 1月23日(水)
第3回	平成24年10月 1日(月)	第8回	平成25年 2月 4日(月)
第4回	平成24年10月29日(月)	第9回	平成25年 3月 5日(火)
第5回	平成24年12月 4日(月)		

#### サービス向上委員会

第1回	平成24年 7月30日(木)	第6回	平成24年12月11日(火)
第2回	平成24年 8月28日(木)	第7回	平成25年 1月18日(金)
第3回	平成24年 9月29日(土)	第8回	平成25年 2月 5日(火)
第4回	平成24年10月22日(月)	第9回	平成25年 3月 4日(月)
第5回	平成24年11月 5日(月)		

福利厚生検討委員会

第1回	平成24年 7月22日(火)	第5回	平成24年12月 3日(月)
第2回	平成24年 8月31日(金)	第6回	平成25年 1月 8日(火)
第3回	平成24年 9月25日(火)	第7回	平成25年 2月 1日(金)
第4回	平成24年10月23日(火)	第8回	平成25年 3月 5日(火)

地域包括支援センター連絡会議

第1回	平成24年 8月 3日(金)	第3回	平成24年10月18日(木)
第2回	平成24年 9月14日(金)		

居宅介護支援事業所連絡会

第1回	平成24年 8月 3日(金)	第3回	平成24年10月19日(金)
第2回	平成24年 9月14日(金)	第4回	平成24年12月14日(金)

施設サービス連絡会

第1回	平成24年 6月 9日(土)	第3回	平成24年12月 7日(金)
第2回	平成24年 9月 7日(金)	第4回	平成25年 3月16日(土)

通所介護連絡会

第1回	平成24年 5月18日(金)	第4回	平成25年 1月18日(金)
第2回	平成24年 7月20日(金)	第5回	平成25年 3月15日(金)
第3回	平成24年 9月21日(金)		

訪問介護連絡会

第1回	平成24年 5月 7日(月)	第4回	平成24年10月 1日(月)
第2回	平成24年 7月 2日(月)	第5回	平成24年11月 5日(金)
第3回	平成24年 9月 3日(月)		

給食委員会

第1回	平成24年 4月10日(火)	第4回	平成24年10月 9日(火)
第2回	平成24年 6月 5日(火)	第5回	平成24年12月 4日(火)
第3回	平成24年 8月 7日(火)	第6回	平成25年 2月 5日(火)

看護部門連絡調整会議

第1回	平成24年 6月 8日(金)	第3回	平成24年12月12日(水)
第2回	平成24年 9月12日(水)	第4回	平成25年 3月13日(水)

介護員連絡会議

第1回	平成25年 1月18日(金)	第3回	平成25年 3月 1日(金)
第2回	平成25年 2月 8日(金)		